

✓ **各種料金を改定します**

消費増税に伴い、本市の文化・体育施設などの使用料や水道料金などを、増税分の2%を加えた料金を改定します。

■改定するもの

公共施設の使用料・利用料
一部の手数料や水道料金・下水道使用料など

■改定しないもの

消費税法の規定により非課税とされるもの(法令に基づいて行われる許可・検査・公文書の交付などの事務に係る役務の提供で、その手数料の徴収が法令に基づくものなど)
※料金の詳細については、各種使用料などを納める各窓口にお問い合わせください
問い合わせ 財政課(☎④02821)

■経過措置によるもの

水道料金・下水道使用料の消費税率は、9月30日以前から継続して利用している人は、令和元年10月31日以降に初めて請求される料金は旧税率を

適用し、それ以降に請求される料金は新税率を適用します。

問い合わせ 経営課(☎②1951)

水道料金・下水道使用料の消費税率の経過措置

偶数月検針 12月検針分の料金から10%が適用されます

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
10月検針		検針	請求8%			
12月検針				検針	請求10%	

奇数月検針 1月検針分の料金から10%が適用されます

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
11月検針			検針	請求8%		
1月検針					検針	請求10%

✓ **年金生活者支援給付金制度**



年金生活者支援給付金は、消費税の引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得が一定基準以下の人の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される制度です。
対象者には9月中に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類が送付される予定です。

対象 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の支給要件を満たしている人

老齢年金生活者支援給付金支給要件 ▽65歳以上の老齢基礎年金の受給権者▽年金とその他の所得の合計が78万100円以下▽同一世帯の全員が住民税非課税
給付額 国民年金保険料を納

付した期間および免除・納付猶予申請が承認された期間に応じた支給されます
※老齢基礎年金の支給要件を満たさない場合でも、年金とその他の所得の合計が87万9300円以下であれば、給付金対象者と総所得が逆転しないよう補足的に給付されます
障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金支給要件 ▽障害基礎年金ま

たは遺族基礎年金の受給権者▽前年所得が462万1000円以下
給付額 ▽障害等級2級の人および遺族の人Ⅱ月額5000円▽障害等級1級の人Ⅱ月額6250円
申し込み・問い合わせ 保険年金課(☎④2259)・高崎年金事務所(☎0273224299)

群馬県社会保険労務士会と災害協定締結

7月30日、群馬県社会保険労務士会高崎支部と市は「災害時における被災者支援等の協力に関する協定」を締結しました。この協定により、社会保険労務士が被災者に対し、労働・社会保険などに関する相談を行うことのできる体制が整いました。今後も協力して、安全、安心なまちづくりに取り組んでいきます。
問い合わせ 地域安全課(☎②7444)

9月1日は防災の日
いざというときに備えて

防災対策



防災の日は、関東大震災(大正12年9月1日発生)に由来し制定されました。災害はいつ起こるか分かりません。いざという時のために日頃から準備しておきましょう。

問い合わせ 地域安全課(☎②7444)

ほっとメール・ツイッターで情報収集をしよう!



準備 **1**

持ち出し品はすぐに持ち出せるように!

大規模災害時に被災地まで救援物資が届くには、おおむね3日かかるといわれています。非常時持ち出し品は必要最低限なものにしてリュックサックなどにまとめ、すぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。

Check

- ✓ 家族の役割分担も考えて、一人一つの非常時持ち出し袋を用意しよう
- ✓ 非常時持ち出し品は高齢者や乳幼児などの家族構成に併せて必要な物を加えておきましょう
- ✓ 非常時持ち出し品は保存状態や使用(賞味)期限などを定期的に点検し、必要に応じて交換しましょう

非常食品

- ☐ 栄養補助食品・缶詰
- ☐ 飲料水 など

生活用品

- ☐ 厚手の手袋・軍手
- ☐ 毛布
- ☐ 生理用品
- ☐ 携帯用トイレ
- ☐ ライター・マッチ など

衣料品

- ☐ 下着・靴下
- ☐ 長袖シャツ・長ズボン
- ☐ 防寒用ジャケット・雨具 など

救急用具

- ☐ 救急箱
- ☐ 持病の薬
- ☐ 処方箋の控え など



準備 **2**

避難所の確認!

家族と離れた場所で災害に遭ったとき、連絡手段を事前に決めておく安心です。またあらかじめ自分たちで避難場所までの避難経路を複数決めておき、その中から安全に通行できる経路で避難しましょう。



集合場所・避難場所

どこで落ち合うか



行き先のメモを残す場所・方法

玄関扉の裏など



災害時の連絡手段

災害用伝言サービスなど

準備 **3**

地図の確認!

洪水ハザードマップとは河川が大雨により増水し、氾濫した場合に備え、浸水状況を予想して、自主避難の手助けとなる情報が記載された地図です。

自分の家や周辺の様子など危険箇所がどこにあり、どこが浸水想定区域内に入っているのかを洪水ハザードマップで確認してください。平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を把握することが重要です。自宅から避難場所までのルートを確認し、実際に歩くことにより、地図にないリスクなども確認することができます。家族での話し合いや地域での話し合いに活用してください。

洪水ハザードマップはホームページからも確認できます。



▶洪水ハザードマップはこちら